

# TSUGA盆出店団体運営委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は、TSUGA盆（つが市民盆踊り大会）出店団体運営委員会とする。

(組 織)

第2条 本会は、TSUGA盆実行委員会【以下、本大会実行委員会】が統括し、実行委員会組織における「出店団体部門」の管轄のもと運営することができる。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、栃木市都賀公民館に置く。

(目 的)

第4条 本会は、TSUGA盆出店団体運営において、全ての運営を忌憚なく遂行し、全出店団体に来店における規律及びマナーを周知徹底させ、本大会の更なる発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本大会の主旨に賛同し、積極的に協力することを主体とした安全第一の出店運営。
- (2) 出店団体運営委員会代表者会議において、各役員を選出、運営方法、出店内容の策定。
- (3) 本大会実行委員会との協力・提携。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項。

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は本大会実行委員会の承認のもと置くことができる。

- (1) 運営委員長 1名 ・出店団体部門長が兼任、もしくは適任者を選任することが出来る。
- (2) 運営副委員長 1名 ・運営委員長が推薦し、本大会実行委員会の承認を得る。  
ただし、運営委員長が兼務することはできない。

(3) 事務局

(役員の仕事)

第7条 運営委員長は本会を総括し、運営全体を監修する。

- 2 運営副委員長は運営委員長の全般的な補佐。運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠員したときは、あらかじめ運営委員長が定めた順序によって、その仕事を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は本大会中とし、再任を妨げないものとする。また、任期中やむを得ない事由で更迭・解任・代行擁立が必要な場合は、本大会実行委員会に諮り、本大会実行委員会会議において決議・指名する。

(会 議)

第9条 本会の議長は、出店団体部門長もしくは運営委員長が務める。

- 2 本会の会議は、出店団体代表者会議（事前打合せ会議）、反省会議とする
- 3 本会は必要に応じて出店団体代表者会議を開催し、本大会終了後、反省会議を行う。
- 4 会議の事項は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決めるものとする。
- 5 本会の会議は、各団体の代表者1名以上が必ず出席する。ただし、やむを得ない事由以外で欠席した団体は本大会の出店を放棄したとみなし、当年若しくは次年の出店を認めない。
- 6 本会の会議に於ける各団体の代表者とは、大会当日の各店舗の責任者若しくは同等の立場にある者を

指し、原則的に出店団体代表者会議及び反省会議に於いても同一の者が出席することとする。やむを得ない事由で、会議に於ける代表者を代行させる場合代表者は、会議において運営委員長等からの質疑応答、決した事項等の代表者及び従事者への周知徹底が細大漏らさず可能な者を代行者として選出し、出店団体運営委員会及び会議の概要・出店に於ける留意点・その他問題点等を、熟知させなければならない。ただし該当団体に所属してない者の代行は不可とする。

- 7 本会の会議に於いて、各団体の代表者若しくは代行者が、出店団体運営委員会及び会議の概要等を熟知してない、また運営委員長等からの質疑応答なども著しく困難であると認められる、本会の会議自体の無断欠席など、会議の進行及び出店団体運営の妨げになると判断される場合、運営委員長はその団体の処遇について本大会実行委員会会議に諮ることができる。
- 8 上記の事由等で、本大会実行委員会より通告を受けた団体は、本大会前後及び本大会当日に関わらずその通告に従わなければならない。

#### (出店料の賦課)

第10条 本会は、出店運営の諸費用の捻出のため、全出店団体に出品料を賦課することができる。

- 2 出品料の金額、徴収の時期及び方法、そのほか必要な事項は、本大会実行委員会及び出店団体部門長が定める。

#### (出 店)

第11条 本大会の出店団体は、栃木市ホームページにて公募し、出店団体部門長が申込書・催事届（出店内容）を精査し、本大会実行委員会に諮り選出する。

- 2 本会の出店は、栃木市内在籍、若しくは本大会実行委員会の承認を受けたその他の一般団体による模擬店等の臨時出店のことを差し、栃木県が定める「臨時出店食品取扱指導要領」第2条に基づき、調理師免許及び食品衛生管理者などの国家資格等、または保健所の飲食店営業許可等を要する出店・営業・販売は原則禁ずる。
- 3 出店する団体は、本大会実行委員会及び出店団体部門長が定める出品料を納入しなければならない。
- 4 出店する団体は、指定の申込書・催事届（取扱食品概要書）・誓約書を応募期日までに出店団体運営委員会に提出しなければならない。また、これらの提出書類に虚偽の内容を記載してはならない。
- 5 催事届（取扱食品概要書）に届け出が無い、及び届け出ても本会の販売許可を受けていない品目については、一切販売してはならない。
- 6 出店する団体は、他団体等との名義貸し及びその類いの行為を行ってはならない。

#### (心 得)

第12条 この会の心得は次の通りに定める。

- (1) 出店における規律及びマナーを周知徹底する。
- (2) 他団体と協力し、常に相手の立場を理解して物事を考えて行動する。

#### (懲戒・厳罰)

第14条 各出店団体が、本会の運営を著しく妨げる行為を行い、下記の懲戒・厳罰の事由に該当し円滑な運営が困難と判断される時は出店団体運営委員会が警告・指導・最終通告を行い、その後も改善等が認められない場合は、運営委員長が制裁処分として懲戒・厳罰を宣告及び執行することができる。

##### (1) 懲戒・厳罰の事由

- イ. 本会の規約及び会議等での申し合わせ事項に違反し、不正等が発覚した場合。
- ロ. 各団体の従事者が素行不良で本大会の風紀・秩序を乱した場合。
- ハ. 他団体とのトラブルまたは、その恐れのある行為があった場合。
- ニ. 各団体及び従事者に法令に抵触するまたは、恐れのある行為があった場合。
- ホ. 第三者災害・本会への損害などの重大な過失が危惧される行為があった場合。

へ. その他、本会の運営に著しく支障を来し、情状の余地なしと判断される場合。

ト. 本会の名誉を棄損し信用を傷つけた場合。

(2) 懲戒・厳罰の種類

イ. 出店停止

ロ. 出店取り消し及び出店資格の剥奪

ハ. 退場及び店舗の強制撤去

ニ. 全面的な出入り禁止

ホ. 始末書・決意表明の提出

(3) 即時の処分が必要なときは、運営委員長の判断のみで、連帯責任とし当該の出店団体に対して懲戒・厳罰を宣告及び執行することができる。ただし、これを宣告及び執行するとき運営委員長は厳正且つ適正に行い、後日、本大会実行委員会に事後報告しなければならない。

(4) 懲戒・厳罰を宣告及び執行された団体は、直ちに従わなければならない。また、懲戒・厳罰を宣告及び執行されたときは拒否及び異議申し立てはできない。

(5) 懲戒・厳罰を宣告及び執行された団体は、これを宣告及び執行された日から本大会実行委員会の反省会(9月上旬)までを猶予期間とし、この期間内のみ、本大会実行委員会に不服申し立てすることができる。ただし、この期間内に不服申し立てが無い場合は出店団体部門長の判断に不服・異議なしとみなし、本大会実行委員会反省会にて制裁処分(懲戒・厳罰)を受理する。

(6) 不服申し立て等があった場合は、本大会実行委員会反省会にて、運営委員長の事後報告・事実関係の調査報告を併せて精査し、最終的な処分の決定及び受理を行う。

(7) 本大会実行委員会会議にて、制裁処分(懲戒・厳罰)を受理された以後は、これに不服申し立て等を行うことは出来ない。

(8) 即時の制裁処分を必要としない軽微な事案であっても、運営委員長は該当団体の店舗の責任者と当事者に厳重注意を行い、以後なんらかの処分の可能性もあることを通告し、インシデント報告若しくはトラブル報告として、本大会実行委員に報告し諮らなければならない。また、この事案が本大会実行委員にて制裁処分(懲戒・厳罰)相当と判断及び決議が下された場合、前述の懲戒・厳罰の事案と同等して扱うこととする。

(9) その他、制裁処分(懲戒・厳罰)に関して必要がある場合、本大会実行委員にて協議を行い決議・執行する。

(罰 則)

第15条 本会は、本大会の風紀・秩序を乱した出店団体の綱紀肅正として減点制方式を定め、以下に定める項目に従い運営委員長が制裁処分(懲戒・厳罰)の有無に関わらず宣告及び執行(減点)することができる。本条を宣告及び執行した場合、運営委員長は本大会実行委員に報告しなければならない。なお、各出店団体の持ち点数は5点とし、減点され0点になると出店停止とする。

(1) 第三者災害・本会への損害などの重大な過失事故 減点5点及び無期限の出入り禁止。

(2) 他団体とのトラブル 減点5点及び2年以下の出店停止。

(3) 本会における会議の無断欠席 減点5点及び1年以下の出店停止。

(4) 調理室以外での仕込み等の調理 減点3点

(5) グラウンドへの車両の乗り入れ 減点3点

(6) 催事届に届け出が無い品目の販売 減点3点(その場で撤去)

また、必要に応じて本大会実行委員にて協議・決議し、項目を追加することが出来る。

(損害賠償)

第16条 各出店団体が故意または重大な過失によって、本大会実行委員会及び出店団体運営委員会に損害を与えた時は、その全部もしくは一部の賠償を求めることができる。

2 出店団体運営委員会が貸出した備品等を破損または故障させたときは、相当の金額の賠償を求めることができる。

(免責)

第17条 各出店団体が本規約に著しく違反し、発生した重大な第三者災害等の過失及び各店舗の従事者間の負傷等については、本大会実行委員会及び出店団体運営委員会は、一切責任を負わないものとする。

(会則の改定)

第18条 この会則は、本大会実行委員会会議において改定することができる。

付 則

1. この会則に定められていない事項で、必要あることについては、すべて本大会実行委員会会議で決定する。また、緊急を要するものについては、出店団体部門長、事務局に一任する。

2. この会則は、平成29年6月20日から施行する。